

住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度に関する論点整理（案）

1 閲覧制度を存続させるべきか

- 閲覧制度を住民基本台帳法の目的及び個人情報保護の観点からどのように考えるべきか。
- 「何人でも閲覧を請求できる」という現行制度については、個人情報保護の観点から見直すべきか。
- 本人又は同一の世帯の者以外の閲覧の請求は認めないということについてどのように考えるか。

2 存続させる場合に、閲覧できる主体と目的をどのように考えるべきか

- 公務員が職務上の請求として行う場合の閲覧についてどのように考えるべきか。
- 本人からの委任に基づき閲覧する場合や、契約の相手方の確認等正当な利害関係人からの閲覧についてどのように考えるべきか。
- 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士が職務上の請求で行う場合の閲覧についてどのように考えるべきか。
- 特定の者に係る閲覧と不特定多数の者に係る閲覧は分けて考えるべきかどうか。
- 世論調査や学術調査についてどのように考えるべきか。
- 世論調査について閲覧を認めることとする場合に、その主体についてどのように考えるべきか。
- 学術調査について閲覧を認めることとする場合に、その主体についてどのように考えるべきか。

- 世論調査や学術調査について閲覧を認めることとする場合に、市場調査など他の統計調査についてどのように考えるべきか。
- ダイレクトメールについてどのように考えるべきか。
- 市場調査等について閲覧を認めることとする場合に、その主体についてどのように考えるべきか、個人情報保護法を遵守する事業者であれば認めることとしてよいのか。
- 市場調査等について閲覧を認めることとする場合に、住民からの申し出により、閲覧の対象から除外する仕組み（オプトアウト）を設けるべきかどうか。

3 個人情報保護の観点からどのような閲覧方法が考えられるか

- 閲覧用リストの作成にあたっては、どういったことを考慮すべきか（住所順、名前順、生年月日順など）。
- 閲覧用リストではなく、コンピュータの端末で閲覧をさせることについてどのように考えるべきか。
- 世論調査や学術調査等の統計調査について必要な範囲の住民を抽出したリストを別途作成して閲覧に供することについてどのように考えるべきか。

4 その他

- 閲覧の対象とする事項は、氏名、生年月日、性別、住所とされているが、更に絞るべきかどうか。
- 不正な目的での閲覧や目的外利用を防ぐための仕組みや罰則等の担保措置についてどのように考えるべきか。
- 住民票の写し等の交付制度についてどのように考えるべきか。